

申入書

2016年12月22日

大阪入国管理局長 殿

難民支援ボランティアWITH
TRY(外国人労働者・難民と共に歩む会)
難民コーディネーターズ関西
ピースバード

- 一、1年を越える退令收容は甚大な人権侵害であり、該当者を直ちに仮放免することを申し入れる。退令收容1年を越える長期收容のみならず、貴殿らは難民不認定異議申立棄却通知、指定住居をめぐる揚げ足取りのような条件違反などを理由として、あるいは一切理由を示すことなく、再收容を行なっている。これは收容権の濫用としか受け取られない。
- 一、医療放置、とりわけ診療拒否をしないことを申し入れる。2013年から翌年にかけて頻発した收容場・收容所での死亡事件に鑑みても、現在の貴殿らが行う診療態勢は、抜本的改善がないばかりか、診療拒否の事例に至っては人命軽視と受け取らざるを得ない。

以上